

# 栃木県家畜人工授精師協会 定款

栃木県家畜人工授精師協会

宇都宮市平出工業団地 6 番 7

公益社団法人栃木県畜産協会内

TEL : 0 2 8 - 6 6 4 - 3 6 3 3



# 栃木県家畜人工授精師協会 定款

制定 昭和48年12月 6日

改定 令和 3年 7月 7日

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この会は、栃木県家畜人工授精師協会（以下「協会」という。）という。

### (事務所)

第2条 協会は、事務所を宇都宮市に置く。

2 協会は、理事会の決議を経て、支部を必要な地に置くことができる。

### (目 的)

第3条 協会は、家畜人工授精及び家畜受精卵移植の健全な発達を図るとともに、家畜人工授精又は家畜受精卵移植業務に従事する者の社会的、経済的、文化的地位の向上を図ることを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の普及発達に関すること
- (2) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務に従事する者の教養及び技能の向上に関すること
- (3) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の用に供する物品の購入、斡旋に関すること
- (4) 会員の福利厚生に関すること
- (5) その他協会の目的を達成するために必要なこと

## 第2章 会 員

### (会員の資格)

第5条 協会を構成する会員の資格を有する者は、獣医師免許、家畜人工授精師免許及び家畜受精卵移植免許のいずれかを有する者とする。

### (入 会)

第6条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

### (任意退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

## (除名)

第8条 協会は、会員が次に該当する時は、理事会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合には協会は、その理事会の開催の日の10日前までに、その会員に対しその旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ又は協会の名誉を毀損する行為をしたとき
- (2) 定款及び協会が別に定める論理綱領又は総会の決議に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があった時は、その旨を当該会員に通知するものとする。

## (会員資格の喪失)

第9条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号の事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の会員たる資格を喪失したとき
- (2) 第10条の会費を連続して2カ年納入しないとき
- (3) 当該会員が死亡したとき

2 会長は、会員資格の喪失があったときは、その旨を当該会員あるいはその関係者に通知するものとする。

## (会費)

第10条 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員の任意退会、除名及び資格の喪失においてもこれを返還しない。

## (賛助会員)

第11条 協会の目的に賛同し、会長が理事会の決議を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けた者又は団体は、賛助会員になることができる。

2 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受ける他、協会の事業に参加することができる。

3 第7条、第8条、第10条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、「会員」とあるのは「賛助会員」と、「会費」とあるのは、「賛助会費」と読み替えるものとする。

4 賛助会員は、次の各号の事由に該当するときは、賛助会員資格を喪失する。

- (1) 第10条の賛助会費を連続して2カ年納入しないとき
- (2) 当該賛助会員が死亡、又は解散したとき

5 会長は、賛助会員資格の喪失があったときは、その旨を当該賛助会員あるいはその関係者に通知するものとする。

## (名誉会員)

第12条 協会への会員登録が20年以上あり、協会に功労のあった個人を対象とし、次

の各号に掲げる条件のいずれかに該当する者は、名誉会員になることができる。

- (1) 協会の役員などを歴任し、協会に尽力した者
- (2) 家畜人工授精に関する学問的・社会的業績を残した者
- (3) 協会への業績を有する有識者
- (4) 上記の規定にかかわらず、理事会が特に上記と同等以上と認めた者

2 名誉会員は、理事会に上程し、承認を得たのち、本人の承諾を得てその資格を得るものとする。

#### (名誉会員の会費及びその他の経費)

第13条 名誉会員は、会費を免除する。協会主催の講習会、研修会等への参加費は無料とする。

#### (名誉会員資格の喪失)

第14条 名誉会員は、次の各号の事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該名誉会員が死亡したとき
- (2) 協会の名誉を毀損し、理事会がそれを認めたとき
- (3) 当該名誉会員が申し出たとき

2 会長は、名誉会員資格の喪失があったときは、その旨を当該名誉会員あるいはその関係者に通知するものとする。

## 第3章 役員

#### (役員の数及び選任)

第15条 協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事12名以上18名以内
- (2) 監事2名

- 2 理事及び監事は、総会において役員選任規程の定めるところにより選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1名、副会長若干名を互選する。

#### (役員職務)

第16条 会長は、協会を代表しその事業を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し協会の業務を掌理し、会長に事故がある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 理事は理事会を組織し、業務を執行する。
- 4 監事は、協会の運営及び理事の職務の執行を監査する。

#### (役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (役員解任)

第18条 協会は、役員として相応しくない行為をした時やその他特別の事由があるときは、総会の決議を経てその役員を解任することができる。この場合には、その総会開催日の10日前までにその役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

### (役員報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 第1項及び第2項に関し必要な事項は、役員報酬等の規程に定める。

### (顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、家畜人工授精師又は家畜受精卵移植に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第4章 総 会

### (総会の種別等)

第21条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会において必要と認めたとき。
  - (2) 会員現在数の10分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

### (総会の招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会の召集は、開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、及び会議の目的たる事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

### (総会の決議方法等)

第23条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ決議することができる。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りではない。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

4 賛助会員及び名誉会員は、議決権を有しない。

#### (総会の権能)

第24条 総会は、この定款において定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を決議する。

#### (特別決議事項)

第25条 次の各号に掲げる事項は総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 役員解任

#### (書面又は委任状による議決)

第26条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は委任状をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は委任状は、総会の開催前日までに協会に到着しないときは無効とする。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

#### (議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は次の事項を記載し、議長及び出席会員の内からその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面議決者及び委任状提出者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 理事会

#### (理事会の構成等)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が召集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当る。
- 4 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (理事会の決議方法等)

第29条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

- 2 理事会においては、あらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ決議することができる。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りではない。
- 3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款において定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において決議するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の召集に関する事
- (2) 協会の業務執行に関する事
- (3) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

### (規定の準用)

第31条 第21条第4項第2号、第22条第3項、第26条及び第27条第1項の規定は、理事会について準用する。この場合においては、これらの条文中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第6章 事務局等

### (事務局及び職員)

第32条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、公益社団法人栃木県畜産協会に置く。

### (書類及び帳簿の備置き)

第33条 協会は事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置いておかなければならない。

- (1) 定款及び規程
- (2) 会員名簿、賛助会員名簿、名誉会員名簿
- (3) 会員、賛助会員、名誉会員、顧問の氏名あるいは団体名、住所等を記載した書面
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### (資産)

第35条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び賛助会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) その他の収入
- 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
  - 3 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
    - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産。
    - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
  - 4 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経てその全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
  - 5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

#### (資産の管理)

第36条 協会の資産は会長が管理し、その方法は総会の決議を経て定める。

#### (経費支弁の方法等)

第37条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- 2 協会が行う事業のうち、理事会において定める事業の経理については、特別の勘定を設けてほかの事業に係わる経費と区分して経理しなければならない。

#### (事業計画及び収支予算)

第38条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し理事会の決議を得た後、総会の決議を得なければならない。

- 2 会長は、第1項の事業計画及び予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

#### (監査等)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受理したときはこれを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
  - 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え置いておかななければならない。

#### (旅費交通費等)

第40条 旅費等の計算においては、公益社団法人栃木県畜産協会に準ずることができる。

## 第8章 雑 則

### (細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、協会の事務運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 付 則

- 1 この定款は、昭和48年12月 6日から施行する。  
この定款の変更は、昭和51年 4月16日から施行する。  
この定款の変更は、昭和60年 4月23日から施行する。  
この定款の変更は、平成 3年12月 6日から施行する。  
この定款の変更は、平成 7年 6月13日から施行する。  
この定款の変更は、平成 8年 6月13日から施行する。  
この定款の変更は、平成12年 6月15日から施行する。  
この定款の変更は、平成18年 7月25日から施行する。  
この定款の変更は、平成26年 6月20日から施行する。  
この定款の変更は、平成30年 7月19日から施行する。  
この定款の変更は、令和 3年 7月 7日から施行する。